

千葉県看護師等修学資金貸与制度における免除申請に係る事務処理要領

この要領は、千葉県看護師等修学資金貸与条例（平成3年千葉県条例第11号。以下「条例」という。）及び千葉県看護師等修学資金貸与条例施行規則（平成3年千葉県規則第30号。以下「規則」という。）に基づく修学資金の返還の免除又は一部免除の取扱いに関し必要な事項を定める。

1 就業施設からの証明

（1）規則第7条に規定する修学資金返還免除申請書（様式第7号）の提出において、アからエのいずれかに掲げる事由に該当するときは（2）に示すいずれかの添付をもって、就業施設からの証明に代えることができる。

ア 就業施設が既に廃業しており、施設長からの証明が不可能であるとき。

イ 本市外へ転出し、就業施設とのやりとりが困難であるとき。

ウ 円満な退職ではなかったため、連絡が取りにくいとき。

エ その他、医療政策課長が証明の取得を困難と認めるとき。

（2）就業施設からの証明に代える書類はアからウのとおりとする。

ア 被保険者記録回答票

イ 申立書

ウ 在職証明書

2 病院関連施設に配属された者の取扱い

条例第9条第1項に規定する免除については、医療機関に採用された者のうち人員配置により同病院関連施設の老人保健施設等に配属された場合は、指定施設に就業しているものとして取扱う。

3 返還の一部免除の取扱い

条例第9条第2項に規定する一部免除については、指定施設での就業期間に応じて、返還の一部免除を適用する。

4 職権による免除または一部免除の取扱い

条例第9条に規定する免除または一部免除については、千葉市が修学資金の返還の債務の免除または一部免除を受けようとする者に代わり就業施設に雇用期間等の調査を行い、免除または一部免除の要件を満たす場合に限り職権により免除または一部免除する。

附則

この要領は、平成27年3月26日から施行する。

附則

この要領は、平成28年3月22日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。